



2019年3月26日

各 位

会社名：株式会社UKCホールディングス
(コード：3156 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 栗田 伸樹
問合せ先：常務執行役員
IR部部長 大澤 剛
(TEL：03-3491-6575)

株式会社バイテックホールディングスとの経営統合にかかる 基準日後株主への議決権付与に関するお知らせ

当社は、2019年3月26日開催の取締役会において、2019年6月に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）における議決権の基準日（2019年3月31日）後に、当社と株式会社バイテックホールディングス（以下「バイテック」といいます）との吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）により当社の普通株式を取得するバイテックの株主に対して、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することといたしましたので、お知らせいたします。なお、議決権付与は、本吸収合併の効力が生じることを条件といたします。

記

1. 議決権を付与する株式

本吸収合併により交付する当社普通株式

※本吸収合併により交付する当社の普通株式14,372,623株（予定）は、バイテックの普通株式の発行済株式総数14,376,358株（2018年9月30日時点）、当社が保有するバイテックの普通株式1,100株（2018年9月30日時点）及びバイテックが保有する自己株式2,635株（2018年9月30日時点）を基に算出した数であり、変動することがあります。なお、当社が保有するバイテックの普通株式及びバイテックが保有する自己株式については、本吸収合併による株式の交付は行いません。

2. 議決権を付与する理由

2018年9月14日付の「株式会社UKCホールディングスと株式会社バイテックホールディングスの経営統合に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は2019年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合存続会社、バイテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

つきましては、本定時株主総会において、本吸収合併により当社の普通株式を取得するバイテックの株主に対しても議決権を付与することが、本吸収合併の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日後に、本吸収合併により当社の普通株式を取得するバイテックの株主に対しても議決権を付与することといたしました。

以上